

## 新たな支援に対する考え方

### 1 支援の目的

本市における情報化については、「ICTの恩恵を誰もが享受できる社会の実現」を目指し、ICTの利活用により市民が充実した生活を享受できるまちづくりに取り組んでいる。

その取組の一環として、情報プラザ廃止後は新たな体制の中で講座や相談窓口等について支援を実施する。

### 2 支援の範囲

ICTの活用能力については、個々の生活スタイルによって必要な能力が異なることや、民間の講座や情報端末販売店のサポートが充実してきたことから、本市が行うべき支援の範囲については、市民が本市のオンラインサービス及びソーシャルメディアを活用した情報発信等を利用するために最低限必要な知識を習得することや市民の安全に係る情報セキュリティに関する知識を習得できるようにすることとする。

○本市の主なオンラインサービス及びソーシャルメディアを活用した情報発信等

区分	サービス名
オンラインサービス	公共施設予約システム
	図書予約システム
	講座予約システム
	電子申請システム
	厚木タウンマップ（地図情報システム）
	メールマガジン
ソーシャルメディア	LINE（ライン）
	Instagram（インスタグラム）
	Twitter（ツイッター）
	Youtube
	Facebook（フェイスブック）
その他	公衆無線 LAN「Atsugi Free Wi-Fi」

岡田 隆夫

### 3 支援の内容

本市が行う支援の内容は次のとおりとする。

なお、情報通信機器の利用状況等の社会状況を鑑み、スマートフォンの利用を前提とした内容とする。

- (1) スマートフォンの基本的な操作方法
- (2) 市公式 LINE の利用方法
- (3) Wi-Fi の利用方法
- (4) セキュリティに関すること

### 4 支援の体制

支援の体制は、次のとおりとする。

#### (1) スマートフォンに関する講座

市民アンケート調査等の結果から、実施場所を公民館とする。

公民館でのスマートフォン講座については、既に多くの公民館が公民館事業としてスマートフォンの基本的な操作に関する講座を実施しているため、全公民館が主体として実施できるように機器の貸出し等の支援を行う。

各公民館でのスマートフォン講座実施を本市における情報化に係る取組と位置付けることから、状況把握のために各公民館から講師への依頼及び実施報告を情報政策課で取りまとめることとする。

内容については、市公式 LINE や Wi-Fi の利用方法も含めたものとなるよう調整を行う。

#### (2) セキュリティに関する講座

実施場所は市民交流プラザとする。

講師は民間業者への委託等を検討する。

#### (3) 相談窓口の設置

意見交換会での意見を踏まえ、定期的に相談できる窓口を設けることとする。

実施場所は市民交流プラザとする。

講師は情報プラザで活動しているボランティア団体に引続き依頼する。

パソコンに関する相談も受付可能とする。

#### (4) ボランティア団体の活動の支援

情報プラザで活動しているボランティア団体が実施する講座等の活動を引続き支援する。

パソコンに関する活動も同様に支援する。

#### (5) その他

相談窓口及び講座の実施回数は、情報プラザ及び市民交流プラザの利用者数等を鑑みた上で調整する。

## 情報プラザ廃止後の厚木市マルチメディアボランティアに対する取組

令和4年X月X日（X）

### 1 支援内容

#### (1) 貸館予約

相談窓口及び講座の実施場所として市民交流プラザを予約する。  
頻度は週1回程度とする。

#### (2) 受付業務

次の取組に対する参加申込を情報政策課で受付を行う。

また、受付けた情報は、厚木市マルチメディアボランティア会員ページに  
入力する。

ア 土曜のパソコン・スマホ講座

イ 木曜の実習講座

ウ 土曜の手ほどき

エ 木曜の手ほどき

オ 質問・相談コーナー

#### (3) 公民館等との連絡調整

公民館等がスマートフォン教室等の講師を依頼する場合は、情報政策課  
で依頼及び実施報告を取りまとめる。

連絡方法等は別途協議する。

なお、何処が主催となるかは、情報プラザ廃止前と変更はないものとする。

#### (4) モバイルルーターの貸出し

相談窓口、公民館等が実施する講座、及び厚木市マルチメディアボランテ  
ィアの活動に対し、モバイルルーターを貸出す。

ただし、既に使用予定がある日は貸出し不可とする。

貸出し方法等は別途協議する。